

平成18年
10月から

国保の一部が変わりました

国民健康保険制度は、国民にとって安心な生活のために欠かせない制度です。少子高齢化が進む中、今後もこの制度が持続できるよう、医療給付費の伸びと国民の負担の均衡を図るために、10月より国民健康保険制度の一部が改正されました。

高額療養費の自己負担限度額が引き上げられます

70歳未満の方

	平成18年9月まで		平成18年10月から	
	3回目まで	4回目以降	3回目まで	4回目以降
一般	72,300円 + (医療費 - 241,000円) × 1%	40,200円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
上位所得者	139,800円 + (医療費 - 466,000円) × 1%	77,700円	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	35,400円	24,600円

* 上位所得者……基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯

70歳以上の方

	平成18年9月まで		平成18年10月から	
	外来(個人単位)	外来 + 入院	外来(個人単位)	外来 + 入院
一般	12,000円	40,200円	12,000円	44,400円
上位所得者	40,200円	72,300円 + (医療費 - 361,500円) × 1%	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%
低所得者	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
低所得者		15,000円		15,000円

* 低所得者……同一世帯の世帯主及び国保被保険者全員が住民税非課税である方

* 低所得者……同一世帯の世帯主及び国保被保険者全員が住民税非課税で、その世帯の判定対象者の各所得が0円となる世帯の方(年金収入のみの場合は支給額が80万円以下の方)

人工透析を要する上位所得者の自己負担額が変わりました

	平成18年9月まで	平成18年10月から
一般	10,000円	10,000円
上位所得者		20,000円

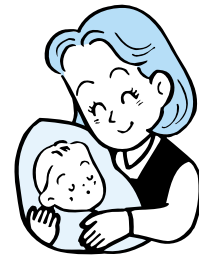
出産育児一時金が35万円に

平成18年9月まで	平成18年10月から
1児につき 300,000円	1児につき 350,000円

70歳以上の現役並所得者の自己負担額が2割→3割へ

平成18年9月まで			平成18年10月から		
70歳未満	70歳以上	1割	70歳未満	70歳以上	1割
3割	現役並所得者	2割	3割	現役並所得者	3割

* 現役並所得者とは課税所得額145万円以上で、年収が一定の基準を超える方



お知らせ

平成18年度保健事業

重症化予防のため脳ドックの助成事業を実施しています

実施医療機関名	所在地	健診料	TEL
石岡脳神経外科	小美玉市栗又四ヶ1768-29	26,250円	0299 (58) 5211
なめがた地域総合病院	行方市藤井98-8	28,350円	0299 (56) 0600
白十字総合病院	神栖市賀2148	21,000円	0299 (93) 1779

助成額 市が左記健診料の7割を助成しますので、検診される方は医療機関で3割をお支払い下さい。
申込方法 希望される医療機関へ直接電話等により健診予約の申込を行って下さい。

生活習慣の見直しが医療費の節約につながります

毎年増加の一途をたどる医療費。その約3割を生活習慣病が占めています。生活習慣病とは「不適切な食生活」「運動不足」「喫煙」などによって引き起こされると言われています。健やかで充実した毎日のため、そして医療費を節約するために、ぜひ生活習慣を見直してみましょう。

過食・運動不足

内臓脂肪の蓄積

高血圧 糖尿病 高脂血症

動脈硬化

脳卒中、心筋梗塞など

【問合せ】

市民課国保年金グループ
(玉造庁舎)
0299-55-0111
(内線 131 132)